

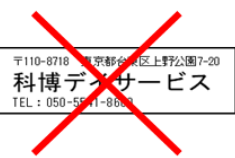
書類作成の留意点について

学校団体入籍証明書、学校団体利用確認書、下見用入籍証明書共通

入館料の免除を受けるには、機関の代表者印の押印が必要です。
以下の例を参考に書類作成をお願いします。

利用可能な印鑑の例 ※「〇〇長」の文字があるもの	
	
学校長の印	NPO法人の理事長の印
	
株式会社の代表者の印	施設長の印

併用の場合のみ利用可能な印鑑の例 ※株式会社名がある場合も利用できない場合があります		
 OR 	+	
法人印 運営株式会社またはNPO法人	併せて	施設長の印 (運営機関の代表者の認印)

単独・併用いずれも利用不可な印鑑の例			
			
施設の印 (運営機関の代表者印でないため)	施設の印 (運営機関の代表者印でないため)	ゴム印 (運営機関の証明としてはお使いいただけません。)	手書きサイン (運営機関の代表者のサインであっても不可)

ご不明な点があれば、国立科学博物館 常設展示・巡回展示課 博物館サービス担当へ
お問合せください。メールアドレス:dantai@kahaku.gp.jp